

西郷村で **事業を営む中小企業者** みなさんへ



「早期経営改善計画」「経営改善計画」の 策定経費の一部を補助します

原材料価格、燃料費等の高騰により、厳しい経営環境におかれている村内中小企業・小規模企業の経営改善を促進し、「強い企業」づくりを進めるため、「早期経営改善計画」及び「経営改善計画」の策定経費の一部を補助します。

▶【補助対象者】以下の要件全てを満たす事業者

- ① 認定支援機関の支援を受けて、「早期経営改善計画」又は「経営改善計画」を策定した村内事業者
- ② 村税に滞納がないこと

※ 認定支援機関とは、中小企業等経営強化法に基づき認定された経営革新等支援機関(認定支援機関)のこと。商工会、商工会議所、金融機関、税理士、公認会計士や弁護士等が認定支援機関として認定されています。

▶【補助対象経費】

福島県中小企業活性化協議会(以下、「協議会」)へ「事業利用申請書」を提出し、受理されて策定した「早期経営改善計画」又は「経営改善計画」にかかる次の経費
・認定支援機関が行う計画策定支援費用(モニタリングに係る費用を除く)

▶【補助額】

- ① 早期経営改善計画 **上限10万円**
(計画策定経費－協議会補助金)
- ② 経営改善計画 **上限50万円**
(計画策定経費－協議会補助金－信用保証協会補助金)



▶【必要書類】

- ① 補助金交付申請書
- ② 補助金交付請求書
- ③ 業務別請求明細書の写し (認定支援機関が協議会へ提出したもの)
- ④ 計画策定費用支払通知書の写し (協議会が認定支援機関へ送付したもの)
- ⑤ 経営改善計画策定費用補助決定通知書 (保証協会の補助対象となる場合)

申請様式のダウンロードはこちら



■ 問い合わせ先 西郷村役場 産業振興課 商工係
〒961-8501 福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原40
電話: 0248-25-1116 メール: shoukou@vill.nishigo.lg.jp